第二十一条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する居住者と支払者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条　特典を受ける権利

1　一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合には、第十条3又は第十一条3(b)の規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

2　一方の締約国の居住者は、次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当する場合に限り、適格者とする。

(a)　個人

(b)　当該一方の締約国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(c)　法人（その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d)　年金基金（特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e)　個人以外の者（(a)から(d)までの規定のいずれかによって適格者とされるいずれかの締約国の居住者が、その者の議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3　一方の締約国の居住者は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3又は第十一条3(b)にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(a)　年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b)　その他の全ての場合については、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

4　2(e)及び3(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当の場合には、当該配当の支払を受ける者が特定される日）を含む十二箇月の期間を通じてこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、第十条3又は第十一条3(b)にそれぞれ定める所得に関して、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii)　当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と密接に関連する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該居住者と密接に関連する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たり、その者が組合員である組合が行う事業又はその者と密接に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。

6　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3又は第十一条3(b)の規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、特典の申請が行われる締約国の権限のある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定に基づいて与えられる特典を受けることができる。

7　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　(i)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づいて設立された有価証券市場

(ii)　金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇一一・六一・EUを改正する二千十四年五月十五日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・六五・EU（改正を含む。）又は同指令を承継する指令に従って規制される市場

(iii)　香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所

(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(c)　「同等受益者」とは、一方の締約国に対してこの条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づいて当該一方の締約国によって与えられる特典（この条約に基づいて当該所得について与えられる特典と同等であるものに限る。）を受ける権利を有するであろう者をいう。

8　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十三条　二重課税の除去

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってエストニアにおいて租税を課することができる所得をエストニア内において取得する場合には、当該所得について納付されるエストニアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。